

沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(個人番号の利用)

第3条 法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び知事又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 知事又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個

人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

(特定個人情報の提供)

第4条 法第19条第9号に規定する条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の情報照会機関欄に掲げる機関が、同表の情報提供機関欄に掲げる機関に対し、同表の事務欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の特定個人情報欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の情報提供機関欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供する場合とする。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

(書面の提出義務の免除)

第5条 第3条第2項本文の規定により特定個人情報を利用し、又は前条本文の規定によりその提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(規則への委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

| 機関 | 事務 |
|------|--|
| 1 知事 | 高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）の生徒又は学生の保護者等（同法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。以下同じ。）に対する奨学給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの |
| 2 知事 | 高等学校等を退学し、再び高等学校等に入学した者に対する高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第1項に規定する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの |

| | |
|---------|---|
| 3 知事 | 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて外国人に対し行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの |
| 4 知事 | 療育手帳（知的障害と判定された者に対し知事が交付する手帳をいう。以下同じ。）の交付に関する事務であって規則で定めるもの |
| 5 教育委員会 | 特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）によるものを除く。）であって規則で定めるもの |
| 6 教育委員会 | 沖縄県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例（昭和50年沖縄県条例第8号）による修学奨励金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの |
| 7 教育委員会 | 高等学校等の生徒又は学生の保護者等に対する奨学給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの |
| 8 教育委員会 | 高等学校等を退学し、再び高等学校等に入学した者に対する高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第1項に規定する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの |

別表第2（第3条関係）

| 機関 | 事務 | 特定個人情報 |
|------|---|---|
| 1 知事 | 高等学校等の生徒又は学生の保護者等に対する奨学給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの |
| 2 知事 | 高等学校等を退学し、再び高等学校等に入学した者に対する高等学校等就学 | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による |

| | | |
|------|---|--|
| | 支援金の支給に関する法律第3条第1項に規定する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 就学支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの |
| 3 知事 | 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 療育手帳の交付及び知的障害と判定された者の療育手帳に記載されている障害の程度に関する情報（以下「療育手帳関係情報」という。）であって規則で定めるもの |
| 4 知事 | 生活保護法の規定に準じて外国人に対し行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助若しくは扶助金の支給に関する情報、児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付け若しくは給付金の支給に関する情報、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報、生活保護関係情報、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当若しくは障害児福祉 |

| | | |
|---------|---|---|
| | | <p>手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費若しくは支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報又は療育手帳関係情報であって規則で定めるもの</p> |
| 5 知事 | 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 療育手帳関係情報であって規則で定めるもの |
| 6 知事 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 療育手帳関係情報であって規則で定めるもの |
| 7 知事 | 児童福祉法による障害児入所給付費の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 療育手帳関係情報であって規則で定めるもの |
| 8 教育委員会 | 高等学校等を退学し、再び高等学校等に入学した者に対する高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第1項に規定する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの |

別表第3 (第4条関係)

| 情報照会機関 | 事務 | 情報提供機関 | 特定個人情報 |
|---------|---|--------|---|
| 1 知事 | 高等学校等を退学し、再び高等学校等に入学した者に対する高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第1項に規定する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 教育委員会 | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの |
| 2 知事 | 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 教育委員会 | 特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。）に関する情報（以下「特別支援教育就学奨励費補助金関係情報」という。）であって規則で定めるもの |
| 3 知事 | 生活保護法の規定に準じて外国人に対し行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 教育委員会 | 特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報、特別支援教育就学奨励費補助金関係情報又は学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの |
| 4 教育委員会 | 特別支援学校への就学奨励に関する法律による特 | 知事 | 生活保護関係情報であって規則で定めるもの |

| | | | |
|---------|---|----|--|
| | 別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの | | |
| 5 教育委員会 | 特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。）であって規則で定めるもの | 知事 | 生活保護関係情報であって規則で定めるもの |
| 6 教育委員会 | 高等学校等の生徒又は学生の保護者等に対する奨学給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 知事 | 生活保護関係情報であって規則で定めるもの |
| 7 教育委員会 | 高等学校等を退学し、再び高等学校等に入学した者に対する高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第1項に規定する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 知事 | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの |

平成27年11月25日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

行政手続の簡素化による負担の軽減その他利便性の向上を図るため、個人番号の利用

及び特定個人情報の提供に関する事項を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。